

<紹介予定派遣のご案内>

紹介予定派遣とは、一旦派遣契約にてスタッフを就業させ、派遣契約期間が終了した時点で派遣先企業に直接雇用を予定している派遣制度です。派遣期間中、実際に派遣スタッフの仕事を確認しながら適正や相性などを見極められるメリットがあります。

<紹介予定派遣サービスフロー>

1. 紹介予定派遣をご希望の旨をお伝え下さい。
2. 求人条件や資格条件を明確に確認し、派遣スタッフの選考に入ります。該当者が確保でき次第、職場面接を実施し、派遣先にもスタッフの確認をして頂きます。
3. 双方の合意の上紹介予定派遣として通常3ヶ月以上(最長6ヶ月)にて就業契約を締結。紹介手数料に関する「覚書」を取り交わさせていただきます。
4. 派遣期間の終了にあたって、弊社がスタッフに派遣先企業への就業意思を確認し、希望すれば職業紹介を行います。
5. 派遣先企業とスタッフの双方が合意すれば、正社員・契約社員(試用期間なし)として直接雇用されます。紹介手数料がこの時点にて発生致します。

<紹介予定派遣の紹介手数料について>

それぞれの時期にご負担いただく費用は以下のとおりです。

派遣開始前: 600 円(消費税抜き)

派遣期間中: 派遣料金

採用決定時: 紹介手数料((理論年収(給与+賞与+各種手当))×手数料率*にて算出) *職種・経験・資格等によって異なります。

○紹介手数料

紹介手数料は、労働者の初年度年収(理論年収(月給与と賞与の年間合計))の10%~45%(消費税別途、割合は業種・派遣期間月数によって異なる)の一定割合となります。

初年度年収は派遣先様に書面にて提示頂きます。

○手数料の支払発生時期と支払方法

派遣スタッフが直接雇用として採用された時点で徴収が発生致します。直近の締め日に一括徴収という形で請求させていただきます。

<紹介予定派遣に伴う注意事項>

紹介予定派遣が成立している場合

○派遣開始前または派遣期間中に、求人条件の明示ができること。

Ex)紹介予定派遣後に派遣先に雇用される場合に予定される、

雇用形態、雇用期間の定めの有無、有給休暇および退職金の条件、賃金、休暇、手当ほか社内規則等。

○派遣期間中に求職・求人の意思確認ができること。

○派遣終了時に、派遣先がその派遣社員を雇用しない場合に、本人が求めたときは、派遣元（派遣会社）は、派遣先に、書面、FAX 又は電子メールにより雇用しない理由を明示するよう求めなければならない。

○派遣先は、派遣元事業主の求めに応じて、派遣元事業主に雇用しない理由を書面、FAX 又は電子メールにより明示しなければならない。

○派遣先は、紹介予定派遣により雇用した社員については、試用期間を設けることはできないこと。

○労働者派遣契約、派遣先管理台帳、派遣元管理台帳に、紹介予定派遣に関する事項を記載すること。

<紹介予定派遣 手数料率> 消費税別途

雇用形態	基本手数料	経験率	上限
事務 経験 3 年未満	10%	0～2.9%	12.9%
事務 経験 3 年以上	10%	3～5%	15%
CAD オペレータ 経験 3 年未満	15%	0～2.9%	17.9%
CAD オペレータ 経験 3 年以上	15%	3～5%	20%
施工管理 経験 3 年未満	20%	0%～4.9%	24.9%
施工管理 経験 3 年以上	25%	5%～10%	35%
有資格者（資格内容による）		上記に加算 0%～10%	45%